

# 大阪マラソン組織委員会定款

## (目的)

第1条 大阪マラソン組織委員会(以下「委員会」)は、大阪マラソンが、将来にわたり府民・市民から愛される公共性の高いマラソン大会とすることをめざし、開催に必要な事業・運営計画の検討・実施など、その具体的な業務を推進していくことを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大阪マラソン開催にかかる事業・運営計画の検討・実施及び同マラソンの開催に伴い実施する関連事業の企画・実施
- (2) その他、前項の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会は、法人格なき社団(権利能力なき社団)とする。

3 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれらを選出する。

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 副会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

## (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の委員は会長が委嘱する。

3 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。  
なお、可否同数のときは、議長が決する。

4 会議に出席できない委員は、書面または代理人をもって表決に加わることができる。

5 前項の場合には、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 委員会が必要であると認めた場合は委員以外の関係者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

7 前項の場合の出席者には議決権は有しない。

## (会計年度)

第7条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の承認)

第8条 委員会の予算および事業計画は、その会計年度の属する初めの会議において承認する。

2 委員会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で会議の承認を受けなければならない。

1. 収支決算報告書
2. 収入及び支出の明細

(監事)

第9条 事業の適正な執行を確保するため、監事2名を置く。

2 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を委員会に報告する。

(専門部会等の設置)

第10条 委員会の事務を補助させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

(事務局)

第11条 委員会は、主たる事務所の中に事業の遂行に必要な事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局員は、大阪マラソンの主催者である大阪府、大阪市、一般財団法人大阪陸上競技協会により構成する。

3 事務局には事務局長を置く。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局業務を総括的に処理する。

5 事務局長は、会長が任命する。

(主たる事務所の所在地)

第12条 委員会は大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎35階 を主たる事務所の所在地と定める。

(その他)

第13条 この定款に定めるもののほか、大阪マラソンの実施に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この定款は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年1月24日から施行する。(第9条追加 監事設置)

附 則

この定款は、平成23年2月14日から施行する。(第12条改定 事務局移転)